

あなたの力を消費者被害防止に役立てませんか？



消費者被害防止サポーター養成講座

架空請求や契約トラブル等から自分を守るため、家族を守るため、
現在どのような消費者被害が発生しているのかを学びます。

消費者被害をなくすために、身近な方への声かけから始めてみませんか。

日時 : 令和元年9月25日(水)
午後1時30分～午後4時
会場 : 美里町役場 防災倉庫会議室

講師 : 弁護士または司法書士、消費生活相談員
費用 : 無料
定員 : 30名(先着順)
備考 : 筆記用具をご持参ください
申込 : 8月13日(火)～9月13日(金)電話または来所受付
◎養成講座の内容は裏面をご覧ください

※消費者被害を学ぶ機会として、お気軽
にご参加ください。なお受講後、希望者
は消費者被害防止サポーターに登録で
きます。

美里 MS
ミムリン



申込・問合せ先 : 美里町役場 農林商工課 ☎0495-76-5133

(受付時間 8:30～17:15[土日祝を除く])

養成講座内容（予定）

13:30	開会
13:35～13:40	消費者被害防止サポーター制度について
13:40～14:40	地域の消費者被害を防ぐには ～消費者被害防止サポーターの役割～
14:45～15:45	悪質商法・消費者被害の実例を学ぶ
15:45～16:00	消費者被害防止サポーターの活動状況
16:00	閉会

※受講者には修了証を交付します。また消費者被害防止サポーターとして登録すると登録証が交付され、研修会や交流会、啓発活動に参加できます。

■消費者被害とは…？

「架空請求」や「点検商法」等の悪質商法、インターネットショッピングや不動産取引等に関する契約トラブルなど多種多様な被害があります。



■消費者被害防止サポーターの活動

- ・巧妙化する悪質商法の手口と、消費者被害の事例を学ぶ
- ・消費者被害を防止するための啓発活動を行う
- ・日頃、まわりの方と接する中で「おかしいな？」と思うことがあったら、消費生活センターを案内する など



主催：美里町／特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会